○文部科学省告示第百十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（古文書の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
嘉元記　一冊	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
万昆嶋主解　天平宝字二年七月廿八日 紙背写千巻経所食物用帳　一通	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
安祥寺資財帳 至徳二年七月日賢宝書写奥書　一巻	国立大学法人京都大学	京都府京都市左京区吉田本町
細川家文書（二百六十六通）　十一巻、二十三幅、二冊、百八十通	公益財団法人永青文庫	東京都文京区目白台一―一―一
附　文書箱　四合		
豊前国宇佐宮絵図　一幅	宗教法人宇佐神宮	大分県宇佐市大字南宇佐二八五九

○文部科学省告示第百十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（考古資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
北海道船泊遺跡出土品 一、骨角牙貝製品　七百五十五点 一、土器　四点 一、石器・石製品　十四点 （以上墓坑群出土） 一、骨角牙貝製品　二十二点 一、土器　五点 一、石器・石製品　百七点 （以上作業場跡出土） 一、骨角牙貝製品　三百七十四点 一、土器　三十三点 一、石器・石製品　三百二点 （以上包含層出土）	礼文町（礼文町町民活動総合センター保管）	北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ五五八―五
新潟県村尻遺跡出土品 一、土偶形容器　一点 一、土器　十四点 一、骨垂飾　二点 附　石片　一点	新発田市	新潟県新発田市中央町四―一〇―四